平成２５年（フ）第３２２号
広島市安佐北区上深川町444番地の３　グレイス高陽907号
債務者　金口　悦司
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
高知市高須１丁目10番７号　野中マンション302号、申立時の住所高知市十津４丁目15番９号　野々宮ハイツ102号
債務者　野々宮澄子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目５番508号
債務者　大嶋　正則
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４４号
大阪市東成区東中本３丁目９番23号
債務者　宮辻組こと　宮辻　啓文
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８３７号
大阪市淀川区東三国６丁目１番35―918号
債務者　村井　良久
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７６号
大阪府摂津市千里丘５丁目２番６―202号
債務者　八代　賢治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内本奈緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８９５号
大阪市生野区中川５丁目４番33号
債務者　小島　六月
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　星知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９号
宮崎県日向市高砂町１番地　３棟
債務者　橋口　義信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2730番地10
債務者　米田　　寛
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３５号
山形県米沢市塩井町塩野2363番地の１　アーバンライフ103号室
債務者　高橋みゆき
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第４６号
山形県米沢市金池５丁目５―12　セジュールＫ102、住民票上の住所山形県米沢市大字李山4543番地の１
債務者　後藤　千春
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５０８号
名古屋市千種区千種３丁目16番３号　プラザ古井ノ坂103号
債務者　内藤よし子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２４号
愛知県春日井市東野町西１丁目16番地７　ロイヤルＪ．Ｊ．101号
債務者　村田マリベール
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２５号
愛知県愛西市須依町佐原2262番地３
債務者　宇佐美義雄
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１号
岡山県笠岡市笠岡2418番地　古川アパート５号室
債務者　國元　義信
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
高知県香美市物部町仙頭4524番地４、住民票上の住所高知県香美市物部町大栃1136番地２
債務者　刈谷　斗美
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
高知地方裁判所破産係